

日本内分泌学会認定教育施設の認定規程についてのお知らせ

日本内分泌学会認定教育施設の認定規程について、
2016年11月17日第125回理事会において、一部改訂されました。

日本内分泌学会認定教育施設の認定規程（細則）

（認定教育施設の資格） 3.（3）

（総則）

1. 内分泌代謝科専門医の育成を目的として、日本内分泌学会（以下本学会という）は認定教育施設を認定する。
2. 認定教育施設は、内分泌代謝科専門医制度規則第12条並びに第13条の規程に従って認定するものとする。

（認定教育施設の資格）

3. 認定教育施設の認定を申請する施設は、次の条項を全て満すものとする。
 - (1) 申請時において、常勤の指導医が在籍していること。
 - (2) 内分泌代謝の専門外来及びその病床が備わっていること。
 - (3) 申請時において、継続5年以上にわたり、十分な内分泌代謝疾患の診療実績を有すること。
但し、5年に満たない場合でも、専門医認定部会において5年相当の要件を満たすと判断される場合には、認める場合もあり得る。
- (4) 施設に医学図書館（室）、診療記録管理室があること。
- (5) 研修カリキュラムに基づいた教育が可能であること。

以下 改訂なし